

# 新型コロナウイルス感染症による経営・資金繰り対策 日光市中小企業振興資金（日光市制度融資）のご案内

新型コロナウイルスの影響による一時的な業況悪化から、資金繰りなどに支障をきたしている市内の中小企業者等の経営を安定させるため、日光市制度融資の「災害対策資金」を適用することといたしました。

令和4年4月1日現在

対象資金名	災害対策資金（新型コロナウイルス対策）												
融資限度額	1,000万円												
資金の用途	運転資金（原材料、商品仕入れなど、経営安定に必要な資金）												
融資期間	7年以内（うち据置1年以内）												
融資利率	<b>◎利率を大幅に引き下げ！！</b> <table border="1"><thead><tr><th></th><th>現行</th><th></th><th>新型コロナウイルス対策</th></tr></thead><tbody><tr><td>5年以内</td><td>1.4%</td><td>→</td><td><u>1.0%</u></td></tr><tr><td>7年以内</td><td>1.7%</td><td>→</td><td><u>1.2%</u></td></tr></tbody></table>		現行		新型コロナウイルス対策	5年以内	1.4%	→	<u>1.0%</u>	7年以内	1.7%	→	<u>1.2%</u>
	現行		新型コロナウイルス対策										
5年以内	1.4%	→	<u>1.0%</u>										
7年以内	1.7%	→	<u>1.2%</u>										
保証料	<b>◎日光市が全額助成！！</b>												
融資対象者	以下の要件をすべて満たす中小企業者等 ① 今般の新型コロナウイルス感染症による影響を受け、 「セーフティネット4号」の認定を日光市から受けていること ② 市内に事業所を有し、引き続き1年以上継続して事業を行っている者 であること ③ 法人にあっては市内に商業登記を、個人にあっては市内に住民登録を していること ④ 市税を完納していること ※新型コロナウイルスの影響により市税徴収の猶予通知書を取得し ている場合には、別途、金融機関にご相談ください。												

※ご利用にあたっては金融機関及び保証協会の審査があり、ご希望に添えない場合があります。  
※「セーフティネット4号」認定は事前に市へ申請し、認定を受ける必要があります。  
詳しくは、日光市HP「セーフティネット認定」をご覧ください。

○融資のご相談、お申込みについて

市内の取扱金融機関に

直接お問い合わせください。

《お問い合わせ先》

日光市中小企業融資振興会事務局  
日光市役所 観光経済部 商工課  
TEL：0288-21-5136  
日光商工会議所 今市事務所  
TEL：0288-30-1171